

○農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第一百十二条 法第八十一条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 農林中央金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1) 主要な業務の状況を示した指標</p> <p>(イ) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）</p> <p>〔ロ〕〔ハ〕 略</p> <p>〔二〕〔六〕 略</p> <p>〔四〕〔七〕 略</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第一百十二条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(イ) 業務粗利益及び業務粗利益率</p> <p>〔ロ〕〔ハ〕 同上</p> <p>〔二〕〔六〕 同上</p> <p>〔四〕〔七〕 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	